

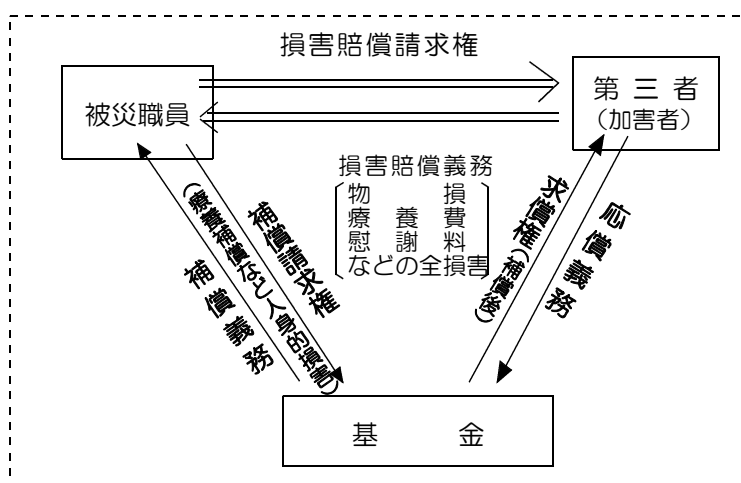
第4部 第三者加害事案の取扱い

第1 加害者のある災害（第三者加害災害）

交通事故に遭うとか、職務上の怨恨などで殴られるとか、あるいは、放し飼いの犬にかまれて受傷するなど、他人からの不法行為によって生じた災害を第三者加害行為による災害といいます。

第三者加害行為による災害については、被災職員らは基金への補償請求権とともに、加害者である第三者に対する損害賠償請求権も同時に有しますから、直接、第三者に対し、治療費などの損害賠償請求をすることができます。ただ、その場合、基金が補償すべき治療費などについて、被災職員らが既に損害賠償を受けているときは、基金はその価額の限度において補償の義務を免れることになります（免責）。逆に、基金が先に補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度において、被災職員らが加害者に対して有していた損害賠償請求権を取得し、後日、基金が第三者に請求します（求償）。

第三者加害事案の関係図



1 第三者とは

第三者とは、当該災害をもたらした不法行為について損害賠償の責めを負う者であり、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいいます。具体的には

- ・災害の直接加害者（民法第709条）
- ・民法上の責任無能力者の監督義務者（民法第714条）

（親権者・親権代行人・後見人。なお、児童福祉法第47条及び精神保健及

び精神障害者福祉に関する法律第20条から第22条まで参照)

- 使用者及び事業監督者（民法第715条）
 - 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）
 - 動物の占有者及び保管者（民法第718条）
 - 自動車損害賠償保障法上の自動車の保有者（同法第2条第3項）、運行供用者（同第3条）等
 - 国家賠償法上の国及び被災職員の属さない地方公共団体
- 等が該当します。

（参 考）

(1) 「同僚職員の加害行為」の場合

「職務遂行中」の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合についても、当該同僚職員は第三者の範囲には含まれます。したがって、被災職員等が当該同僚職員から基金の補償と同一内容の損害賠償を受けたときは、基金は、当然その価額の限度で補償の義務を免れます。しかし、当該同僚職員に対し、基金に求償権が生じた場合にはその求償権を基金は放棄することができることになっています。

(2) 「公用車による災害」の場合

地方公共団体の公用車によって当該地方公共団体の職員が被災した場合で、当該公用車に自賠責保険の適用があるときは、自賠責保険の取扱い保険会社が「第三者」に該当し、基金は保険会社に求償権を行使することになります。

2 求償と免責の範囲

(1) 求償権を取得する範囲

基金が求償権を取得する範囲の額は、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員らが第三者に請求できる損害額の範囲内で、基金が現実に支払いを済ませた補償の額です。

(2) 補償を免責される範囲

基金が補償を免責される範囲の額は、基金が被災職員らに補償すべき額の範囲内で、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員らが第三者から受け取った損害賠償額に相当する額です。

3 第三者加害災害における被災職員の権利関係

第三者加害により被災した場合は、当該職員にとって概ね次の請求権が生じます。

- ・ 民法等による損害賠償請求権
- ・ 交通事故については、自動車損害賠償保障法による損害賠償請求権
- ・ 地方公務員災害補償法（基金）による補償の請求権

これらの請求権は、既に述べたとおり、同一内容のものに関し重複して請求はできません。基金では、原因者負担の原則から、当事者が示談により損害額を決め、先に第三者に直接損害賠償請求をする**示談先行**方式を原則としています。

これは、簡単に治癒するような傷病で、加害者に誠意があり、損害額も迅速に支払われるような場合は極めて有効で、治療費などと同時に慰謝料の請求もでき、被災職員にとって有利なためです。

特に交通事故については、原則としてすべての自動車が自賠責保険に加入しており、たとえ加害者に資力がなくても、この自賠責保険から賠償を受けることができます。また、職員の過失が大きい場合でも、相手の過失が少しでも認められれば、自賠責保険から支払いを受けることができます。

しかし、次のような事情がある場合は、被災職員が損害賠償を受けることが困難となる場合もありますので、そのような場合、基金の補償を先行させることができます。（**補償先行**）

- ・ 加害者に誠意がない場合
- ・ 加害者に資力がない場合
- ・ 加害者の特定ができない場合（ひき逃げなど）
- ・ 治療費などが高額又は療養期間が長期間を要すると見込まれる場合

4 災害に遭ったときの措置

実際に職員が災害に遭ったときに、まず、気をつけなければならない点は次のようなことです。

(1) 加害者及び 保険加入の確認	・まず、加害者の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業等を確認する。（交通事故の場合は、免許証等により確認） ・加害者が雇われている人であれば、その勤務先、使用者、又は責任者の氏名を確認する。 ・未成年者であれば、親権者、後見人らの住所、氏名、職業、電話番号を確認する。 ・交通事故であれば、加害車両の番号、自賠責及び任意保険会社名、保険証明書番号、加入年月日、有効期間などを確認する。
(2) 警察署への 報告	・交通事故であれば、事故を起こした運転者は、法律によって警察に報告する義務がある。 ・構内事故や同乗者被害の場合も届け出しておく。 ・ひき逃げの場合は、登録番号をメモし、確認できない場合は、自動車の種類、型式、その他色などの特色を覚えて、届け出る。 ・この報告がないと、後日、保険請求する場合に添付する交通安全センター発行の事故証明書がもらえず、その時になってあわてて届け出ても特別の理由がない限り、受け付けてもらえない。 ・過失問題などで、後日訴訟に持ち込む場合、報告していないと、不利になることもある。 ・酔っぱらいなどから暴行を受けたときなど、届け出であると、その立証が容易となる。
(3) 医師の診断	・受傷したら、たとえ軽傷であっても、まず第一に医師の治療を受けること。むろん、加害者を同行させること。 ・受診もせず、受傷していることを加害者が確認していないと、損害賠償の請求ができなくなることがある。
(4) 目撃者の確保	・加害者との話し合い、調停、裁判などで過失が問題になった場合、当事者以外の目撃者があると、その証言が重要な参考になる。いつでも目撃者と連絡のとれる状態にしておくこと。
(5) 所属長への 報告	・災害の概要、事故現場で取った措置の内容を電話連絡などにより、できるだけ早く報告しておくこと。

第2 第三者加害事案の認定請求等の留意事項

1 第三者加害 災害発生後	次の点をチェックし、第三者加害行為発生報告書（支部様式第21号）を速やかに所属担当者から基金支部に提出すること。 ①加害者の故意又は過失があるか。 ②加害者に責任能力（自己の行為の法律上の責任を弁識しうる精神能力）があるか。 ③被災職員の権利を侵害しているか。（加害行為の違法性） ④現実に損害が発生しているか。 ⑤その損害が加害行為によって生じたか。（因果関係） ⑥被災職員が人身傷害補償保険に加入しているか。
2 受 診 時	第三者及び医療機関に「公務災害」（又は「通勤災害」）の手続きをとる旨、口頭で伝える。 交通事故の場合、軽微な傷害以外は、医療費などの自賠責保険請求に関し、医療機関に白紙委任をしないこと。
3 認定請求時	(1) 認定請求書に次の書類が添付されているかチェックする。 ①第三者加害報告書（支部様式第22号） ②事故発生状況報告書（支部様式第5号）…交通事故の場合 見取図（支部様式第4号）……………交通事故以外の場合 ③誓約書（支部様式第23号） ④事実確認書（支部様式第24号） 取れない場合には未提出理由書（支部様式第26号） （交通事故の場合は、以上のほかに） ⑤交通事故証明書（交通安全センター発行のもの） ⑥経路図・位置図（1／2万5千又は1／5万図などを用いて） ⑦被災職員の任意保険証券の写し (2) 当初から「補償先行」を希望する場合 被災職員の方が過失が大きいとか、加害者に誠意がないなどの理由で、第三者との話し合いが困難な場合、あるいは、ひき逃げのように加害者が特定できない場合、若しくは、加害者が未成年者で賠償能力（資力）がない場合など、特別な事情があって、被災職員らが直ちに損害賠償請求権を行使するのが困難なため、基金の補償先行を当初から希望するときは、上記①第三者加害報告書中、6治療費の負担（予定）欄の「基金による補償先行」の項に○をつけ、その理由を付すること。

4 認定通知後	(1) 第三者に、公務災害（又は通勤災害）の取扱いとなった旨を、認定通知書を提示して知らせ、以後基金が補償を行った場合はその範囲内で基金から求償がある旨、伝えた上で、療養費などの支払いについて改めて確認しすること。 なお、示談先行を確約していたものが、示談経過などにより、基金の補償への切り替えを希望するようになった場合も同様とする。 途中から賠償請求困難となった場合 示談先行していたが、途中で加害者が病気・離職・倒産・行方不明などにより賠償請求が困難となった場合は、「補償先行申出書（支部様式第27号）」により、その理由を基金支部へ届け出るとともに、同時に医療機関にもその旨通知すること。 (2) 基金の補償の有無にかかわらず、災害発生日から6か月を経過するごとに、示談の経過を「第三者加害行為現状（結果）報告書（支部様式第28号）」により基金支部へ報告すること。
----------------	--

5 示 談
(和解契約)
の締結

(1) 示談は、当事者間の問題であって、自由に進めればよいのであるが、公務災害などの認定をしたものについては、後々までも求償などの問題が残るので、補償の有無にかかわらず、示談締結の前に、必ずその内容を基金に連絡、協議をすることとし、無断で示談締結しないこと。

(2) 示談をするに当たっては、次の点に注意すること。

示談に入る前に

• 自己の損害額の算定・把握

項目別に算定するとともに、その算出根拠となる支出証拠書類などを整理保存、双方の刑事罰などの状況、警察の意見などを確認し、過失の有無を検討しておくこと。

• 相手側の損害の有無、その程度の確認と加害者の示談提示条件の把握

〔正式示談の話し合いに入る前に、できるだけ掌握しておくといよい。〕

示談に当たって

• 示談交渉の相手は正しいか

加害者本人か（弁済能力のある相手か）
加害者の代理人、代行人の場合は、加害者との関係、代理権限の範囲（委任状の有無）を確認

• 示談の時期は適当か

損害賠償請求額が確定しているか（概ね、傷病が治癒した後、または、後遺障害の有無が確定したときなど）

• 示談書の作成

記入項目に記載もれないか。
示談締結時に、基金から補償を受けていない場合でも、将来基金から補償が行われた場合は、求償に応ずる旨を記入しておくこと。

(示談書例参照137頁)

そ の 他

- ・過失がある場合の処理など、不明な場合は基金と事前によく協議し、不明のまま加害者に白紙委任するとか、損害賠償請求権を勝手に放棄した示談を締結しないこと。

(3) 示談締結後は遅滞なく、「第三者加害行為現状（結果）報告書（支部様式第28号）」に示談書写しを添えて基金支部へ提出すること。

第 3 第三者加害報告書等の具体的記載例

注：この報告書は、主として車両（バイク及び自転車を含む）の関係する事故の場合に使用してください。過失割合などを決める判断材料になるので具体的に記載してください。

第三者加害事案発生報告書

平成18年10月12日

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

報告者	所 属	〇〇町商工課
	氏 名	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇 - 〇〇 〇〇

以下のとおり第三者加害による 公務・通勤 災害が発生しましたので、報告します。
公務 ・ 通勤 災害の認定請求書については、おって提出します。

- 被災職員の所属、氏名
〇〇町商工課 京都 夏子
- 災害発生日時
平成18年10月12日 8時00分頃
- 災害発生場所
〇〇町字〇〇国道〇号線上
- 災害発生状況
自家用車で出勤途上、被災職員が信号に従い停車したところ、加害車両に追突されたもの。
原因は、加害車両運転の甲田太郎の前方不注意によるものと思われる。
- 第三者の住所、職業、氏名
〇〇町字〇〇10番地
〇〇有限会社勤務
甲田 太郎
- 被災後の対応
被災職員は直ちに警察に連絡し、近隣の病院で診察を受けた。
- 身体損傷の程度
頸椎捻挫 通院加療約3週間
- 治療費の支払方針（該当するものに○を付ける）
 - ・ 第三者支払
 - 第三者の自賠償
 - ・ 第三者の任意保険
 - ・ 被災職員の人身傷害補償保険
 - ・ 基金に請求
 - ・ その他（ ）

（注意事項）

- 1 災害発生後、速やかに所属から提出すること
- 2 交通事故の場合は、被災職員が加入している任意保険証券の写しを添付すること

第三者加害報告書（公務災害・通勤災害）
（交通事故・交通事故以外）

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

平成18年10月20日

地方公務員災害補償法施行規則第47条の規定により届け出ます。

請求者 住所 ○○町字○○

氏 名 京都 夏子

私印

1 被災職員 所属 ○○町商工課 氏名 京都 夏子

生年月日 昭和41年10月10日生

2 災害発生

日 時 平成18年10月12日 午前 8時00分頃

場 所 ○○町字○○国道○号線上

発生状況 （被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をわかりやすく記入してください。現場見取図を添付して下さい。）

自家用車で出勤途上、信号に従い停車したところ、加害車両に
追突された。
原因は、加害車両運転の甲田太郎の前方不注意によるものと思わ
れる。

災害を目撃した人がいる場合には記載して下さい。

氏 名 ○○ ○○ 住 所 ○○町字○○

目撃時の状況

3 第三者（加害者、交通事故の場合は運転者）

※ 加害者不明の場合にはその旨を記入して下さい。

氏 名 甲田 太郎 生年月日 昭和21年4月8日生 年齢 60歳

住 所 ○○町字○○10番地 電話 ○○-○○○○

職 業（勤務先） ○○有限会社営業課 電話 ○○-○○○○

4 第三者又は運行供用者（加害者が所属する事業所、加害者の親権者・監督義務者等） 名 称 又 は 氏 名 <u>〇〇有限会社</u> 電話 <u>〇〇－〇〇〇〇</u> 所 在 地 又 は 住 所 <u>〇〇町字〇〇11番地</u> 事業の内容又は職業 <u>〇〇の製造、販売</u> 代表者（役職） <u>代表取締役</u> 氏名 <u>乙野 三郎</u>			
5 災害調査を行った警察署又は交番の名称 <u>〇〇</u> 警察署 <u>〇〇</u> 係（交番）			
6 身体損傷等			
区 分	被災職員	第三者（加害者）	
部位、傷病名	頸椎捻挫		
程 度	通院加療約3週間		
診療機関名	〇〇病院		
所在地	〇〇市〇〇		
治療費の負担 （予 定）	・加害者払い ・自賠責保険被害者請求 ・被災職員の人身傷害補償保険 ・基金による補償先行 補償先行の理由 〔 ・その他（ ） 〕		
7 自動車損害賠償責任保険（第三者加入の保険）			
第三者（加害）車両	（車種） 小型貨物自動車（登録番号） 京都42さ〇〇〇〇		
証 明 書 番 号	〇〇〇〇		
保 険 契 約 者	（氏名） 〇〇有限会社代表取締役 乙野三郎（住所） 〇〇町字〇〇11番地		
第三者（加害者）と契約者との関係	本人・事業主・親族（ ）・友人・知人・その他（ ）		
保 険 契 約 期 間	自 平成17年1月1日 至 平成19年1月1日		
保 險 会 社	（会社名） 〇〇火災海上保険株式会社（管轄店） 〇〇支店 （担当者名） 〇〇 〇〇 TEL 〇〇－〇〇〇〇		
保険会社の管轄店所在地	〒 〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇町		
自 動 車 の 保 有 者	乙野 三郎	運転者と保有者 又は使用者 との関係	事業主
自 動 車 の 使 用 者	甲田 太郎		

8 任意保険（第三者加入の保険）		保険金額	無制限（対人）
第三者（加害）車両	（車種） 小型貨物自動車（登録番号） 京都 4 2 さ〇〇〇〇		
保 險 証 券 番 号	〇〇〇〇		
保 險 契 約 者	（氏名） 〇〇有限会社代表取締役 乙野三郎（住所） 〇〇町字〇〇11番地		
第三者（加害者）と契約者との関係	本人・事業主・親族（ ）・友人・知人・その他（ ）		
保 險 契 約 期 間	自 平成 1 7 年 1 月 1 日 至 平成 1 9 年 1 月 1 日		
保 險 会 社	（会社名） 〇〇火災海上保険(株)（管轄店） 〇〇支店 （担当者名） 〇〇 〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇		
保険会社の管轄店所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町		
9 人身傷害補償保険（被災職員及び家族加入の保険） ※ 加入している任意保険証券の写しを添付して下さい。		保険金額	〇〇〇万円
加 入 の 有 無	加入している・加入していない		
保 險 会 社	（会社名） 〇〇損害保険(株)（管轄店） 〇〇支店 （担当者名） 〇〇 〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇		
保険会社の管轄店所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町		
保 險 証 券 番 号	〇〇〇〇		
保 險 契 約 者	（氏名） 京都 夏子（住所） 〇〇町字〇〇		
請 求 の 有 無	無 有		
保険金受領の有無	無 有（ 〇〇〇〇 円） 受領日 平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日		
1 0 示談について 示談が成立した・交渉中・示談はしない・示談をする予定・裁判の見込み・未定・交渉中の場合その状況等 上記の状況 一応全面的に過失を認めており、会社が責任を負うと言っている。			
1 1 被災職員が考える過失割合 被災職員 0 %、第三者（加害者） 1 0 0 % 上記の理由			

12 損害賠償の受領

※ 基金の補償額の算定に重要です。
故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがあります。

受領した・受領していない

受領年月日	金額又は品名	名 目	受領年月日	金額又は品目	名 目
H18.11.13	菓子箱	見 舞			
(//)	8,500	初診料)			

保険金又は損害賠償額の請求

- ・保険金（損害賠償額）請求の有無 有 ・ 無
- ・保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏 名

_____ 円 平成 年 月 日

- ・支払いを受けた保険会社

保険会社名 _____ 管轄店 _____
担当者名 _____ Tel _____

所
属
長
の
証
明

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。
平成 18 年 10 月 23 日

所 属 〇〇町商工課

職・氏名 課長 洛南 京子 

- (注) 1 公務災害・通勤災害のいずれか及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
- 2 認定請求時に、誓約書及び事実確認書（取れない場合は未提出理由書）とともに提出してください。
- 3 第三者（加害者）と示談を行う場合は、その内容等について、あらかじめ地方公務員災害補償基金京都府支部に必ず相談してください。示談内容によっては補償の額に重大な影響があります。
- 4 基金による補償先行を希望する場合は、必ずその理由を付し、参考資料があれば添付して下さい。

誓 約 書

災害発生年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日	災害発生場所	〇〇町字〇〇国道〇号線上
被災職員氏名	京都 夏子		相手方氏名 甲田 太郎

- 1 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - (1) 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - (2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - (3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
- 2 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第 5 9 条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 3 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 4 上記災害に関して、私の個人情報及びこの誓約書の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。
 - (2) 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。
 - (3) 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。
 - (4) この誓約書をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - (5) この誓約書を保険会社等へ提示すること。

平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

住 所 〇〇町字〇〇
氏 名 京都 夏子



事 実 確 認 書

平成 18 年 10 月 23 日

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

(確認者)住所 ○○町字○○11番地

氏名 ○○有限会社代表取締役



(当事者(乙)との関係…事業主)

当事者	甲	住 所	〇〇町字〇〇
		氏 名	京都 夏子
	乙	住 所	〇〇町字〇〇10番地
		氏 名	甲田 太郎
事故発生日時		平成18年10月12日 午前8時頃	
事故発生場所		〇〇町字〇〇国道〇号線上	
事故発生の状況		信号に従い停車していた甲の車両に、後続してきた乙の車両が追突したものの。	

未提出理由書

平成18年10月12日に発生した事故に係る公務・通勤災害の認定請求に当たっては、以下の理由により第三者から事実確認書を得ることができませんので、申し出ます。

＜事実確認書が得られない理由＞

当初は、加害者の勤務する〇〇有限会社が事実を認め記載するとのことであったが、その後、当該会社が倒産し、会社の代表者、加害者とも音信不通となったため。

(被災職員)

所 属 〇〇町商工課

氏 名 主事 京都夏子



(白紙)

認定番号

〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

平成 1 8 年 1 2 月 1 0 日

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

被災職員 所 属 〇 〇 町 商 工 課

職・氏名 主事 京都夏子



補 償 先 行 申 出 書

平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日付けで認定を受けた（公務・通勤）災害に関しては、加害者が損害賠償を行うべきものでありますが、下記理由により地方公務員災害補償法に基づく補償を行ってくださるよう申し出ます。

なお、補償を受けた場合には、基金からその範囲において求償させる旨、加害者に対し通知済みであります。

記

損害賠償 義務者 (加害者)	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>本 人 〇 〇 町 字 〇 〇 1 0 番 地</td> <td>甲 田 太 郎</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>使 用 者 親 権 者 等 〇 〇 町 字 〇 〇 1 1 番 地</td> <td>〇 〇 有 限 会 社 代 表 取 締 役 乙 野 三 郎</td> </tr> </table>	住所	氏名	本 人 〇 〇 町 字 〇 〇 1 0 番 地	甲 田 太 郎	住所	氏名	使 用 者 親 権 者 等 〇 〇 町 字 〇 〇 1 1 番 地	〇 〇 有 限 会 社 代 表 取 締 役 乙 野 三 郎
住所	氏名								
本 人 〇 〇 町 字 〇 〇 1 0 番 地	甲 田 太 郎								
住所	氏名								
使 用 者 親 権 者 等 〇 〇 町 字 〇 〇 1 1 番 地	〇 〇 有 限 会 社 代 表 取 締 役 乙 野 三 郎								
必要とする 理 由	会社が倒産し、加害者及び使用者が行方不明のため賠償請求が困難となりましたので、今後は基金からの補償等をお願いします。なお、示談経過等については、別添「第三者加害行為現状（結果）報告書」のとおりです。								
所属長確認	平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日 所 属 〇 〇 町 商 工 課 職・氏名 課長 洛南 京子 								

（注）示談の状況、損害賠償義務者の収入・資産等弁済能力の状況、自賠責保険給付状況等、適宜参考資料を添付のこと。

支部様式第 2 8 号により
経過等の報告をして下さい。

災害発生日から6ヶ月
経過ごとに提出のこと

支部様式第28号

第三者加害行為現状（結果）報告書

平成19年9月10日

地方公務員災害補償基金京都府支部長 様

被災職員 所 属 ○○町商工課
職・氏名 主事 京都夏子



平成18年10月30日付けで認定を受けた（公務・通勤）災害に対する損害賠償
請求等の状況を下記のとおり報告します

記

1 認定番号	○○-○○○○	
2 災害発生日	平成 18 年 10 月 12 日	
3 治 癒 年 月 日	未治癒（見込 年 月 日） <u>治癒</u> （平成19年9月5日）	
4 後遺障害（見込） の 有 無	有 ・ <u>無</u>	
5 加害者の氏名	甲田 太郎	
6 示談交渉の状況		
示 談 締 結	成立年月日	平成 19 年 9 月 8 日
	示談内容	別添示談書のとおり
未 締 結 理 由 （いずれかに○をする）		
（1）加害者と交渉中 （経過を右欄に）	示談未締結の場合は、この欄に、示談経過等を記載すること。	
（2）交渉不能 （理由を右欄に）		
（3）その他 （未解決となっている理由、 今後の予定等を右欄に）		

7 治療費の支払状況		・支払済額 <u>1,050,000</u> 円 ・負担者内訳（該当項目を○で囲むこと） （１）自分で負担 _____円 （２）加害者で負担 _____円 （３）自賠責で負担 _____円 （４）任意保険で負担 <u>1,050,000</u> 円 （５）人身傷害補償保険で負担 _____円 （６）基金で負担 _____円 （７）共済組合で負担 _____円 （８）()で負担 _____円					
8 損害賠償の状況							
項 目	金 額	受領の状況			賠 償 者		
		済	請求中	未請求	加害者本人	保険会社	その他（具体的に）
(1) 治療費	1,050,000	○				任意保険	
(2) 休業補償							
(3) 障害補償							
(4) 慰謝料	500,000	○				任意保険	
(5) 物 損	120,000	○				任意保険	
(6) その他	入院諸雑費等を記入する。						
計							
内損害賠償請求額	1,670,000	受領完了年月日			平成 19 年 9 月 9 日		

(注意事項)

提出時期

- 1 災害発生年月日から６か月経過して示談が成立していない場合は６か月経過するごとに
- 2 示談が成立したとき
- 3 治癒したとき

示 談 書

当 事 者 (甲)	住 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		
	氏 名	〇 〇 〇 〇	車名・年式	
	運転手氏名	〇 〇 〇 〇	登 録 番 号	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
当 事 者 (乙)	住 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		
	氏 名	〇 〇 会社代表取締役 〇 〇 〇 〇	車名・年式	〇 〇 - 〇 〇 〇 〇
	運転手氏名	〇 〇 〇 〇	登 録 番 号	
事故発生日時	平成19年 2 月25日午前10時ごろ			
事故発生場所	京都市〇〇区〇〇〇〇交差点内			
事故原因・状況	上記日時場所において、信号に従って東進する甲に、東進左折しようとした乙運転手の車両が衝突し、甲を負傷させた。 損害の程度 甲 頭部外傷、左肩打撲、左下腿骨骨折 原動機付自転車大破			
	1．乙及び丙は、連帯して、甲に対し、損害賠償金として金 565,000 円（慰謝料 500,000 円、入院諸雑費 15,000 円、物的損害分 50,000 円）の支払義務のあることを認め、平成〇〇年〇月〇日までに支払うものとする。 2．甲が地方公務員災害補償基金から災害補償として受けた金額について、乙及び丙は、連帯して同基金に対して支払義務のあることを認め、基金の請求に基づき支払うものとする。 3．丁は上記乙及び丙の債務につき、乙及び丙と連帯して履行の責に任ずるものとする。 4．示談成立後において、本件事故に起因して、甲に後遺症が発生した場合は別途協議の上、乙及び丙は連帯してその責に任ずるものとする。			

基金の補償の有無にかかわらず、必ず記入してください。

以上のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては、双方共裁判上、又は裁判外において一切異議・請求の申し立てをしないことを誓約します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

甲 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
(被害者) 〇 〇 〇 〇 (印)

乙 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
(加害者) 〇 〇 〇 〇 (印)

丙 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
(乙の使用人) 〇 〇 〇 〇 (印)

丁 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
(乙の連帯保証人) 〇 〇 〇 〇 (印)

立 会 人 〇 〇 町 〇 〇 課 長 〇 〇 〇 〇 (印)